

暴力団等による公共工事への不当介入対応マニュアル

1. 趣旨

本マニュアルは、阿波市が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）について、暴力団等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）の情報を得た場合の連絡・報告の手順及び対応に関する事項を定め、建設工事への暴力団等による不当介入の排除を徹底する。

2. 受注者への義務づけ

- (1) 受注者は、建設工事の施工に関し、暴力団等から不当介入を受けた場合（（2）に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署（以下「警察署」という。）に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、建設工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等から不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- (3) 発注者は、前2項の義務を怠った受注者に対し、阿波市建設業者指名停止措置要綱（平成17年阿波市告示第15号）の規定に従い、指名停止措置を行うこと。

3. 事務手順及び対応方法

- (1) 受注者は、暴力団等から不当介入を受けた場合は毅然と拒否し、その旨を直ちに建設工事担当課へ報告するとともに、警察署に届出を行う。
- (2) 建設工事担当課に受注者から不当介入の報告があったときは、原則として建設工事担当課長（不在の場合は主任監督員以下同じ。）が聴き取りを行い、別紙不当介入報告書（以下「報告書」という。）に聴取事項を記入する。
- (3) 建設工事担当課長は、直ちに聴取事項を建設工事担当部長、建設部長に報告書を示し口頭で報告する。
- (4) 建設部長は、建設工事担当部長・建設工事担当課長らと協議しながら警察署、受注者等と連携をとって組織的に対応する。
- (5) 建設工事担当課長は、警察署に通報し、対応方針案及び派遣警察署員の確保等について協議すること。また、必要に応じて現場において施工状況の調査及び受注者の指導を行う。現場調査は暴力団等と応対するケースも想定されることから、極力、警察署員同行のもとに複数の職員により実施する。現場では不当要求か否か、施工が適正に行われているかなどの判断を行う。

4 注意事項

- (1) 報告書は、対応する中で判明した事項、対応経過の記録並びに警察措置及び行政措置等の決定事項を追記する。
- (2) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに警察署に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、前項の被害により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、阿波市公共工事標準請負契約約款に関する規則（令和2年阿波市規則第8号）第22条第1項の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- (4) 「不当介入」の判断について
ア 「暴力団等」とは、不当介入を行うすべての者をいう。

- イ 不当介入かどうかの判断は、まず請負業者が行う。建設工事担当課長は、施工体制、施工計画、現場状況等を調査し、適正な施工であるかどうかを判断したうえで、警察署と不当介入の判断について協議する。なお、受注者の施工体制等に不備が認められたときは直ちに改善を指示する。

附 則

このマニュアルは、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

このマニュアルは、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

このマニュアルは、令和 2 年 7 月 14 日から施行する。

不 当 介 入 報 告 書

受 付 日 時	年 月 日 時 分
対 応 職 員 職 氏 名	
不当介入を 受けた工事 の 概 要	担 当 課
	事 業 名
	工 事 名
	工 期
	工 事 概 要
	工 事 場 所
請 負 業 者	住 所
	氏 名
	電 話 番 号